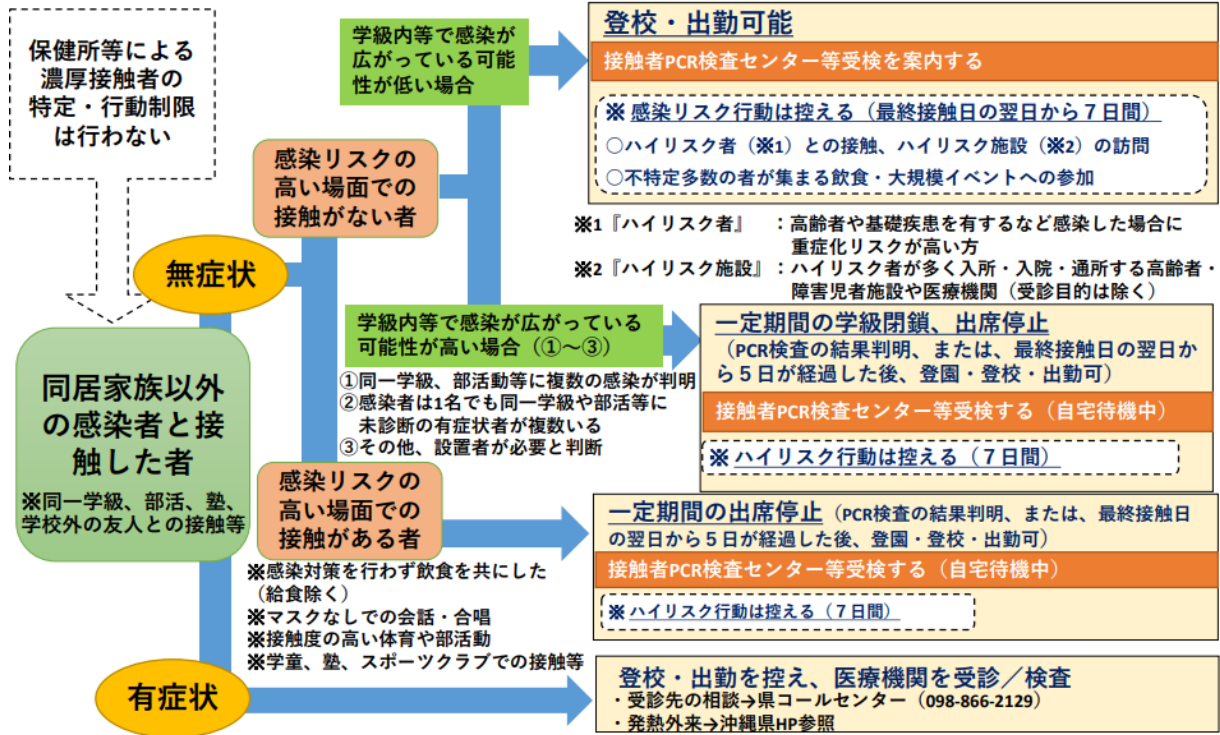


## 1. 幼児・児童・生徒および学校関係者に感染者がでた場合の対応について

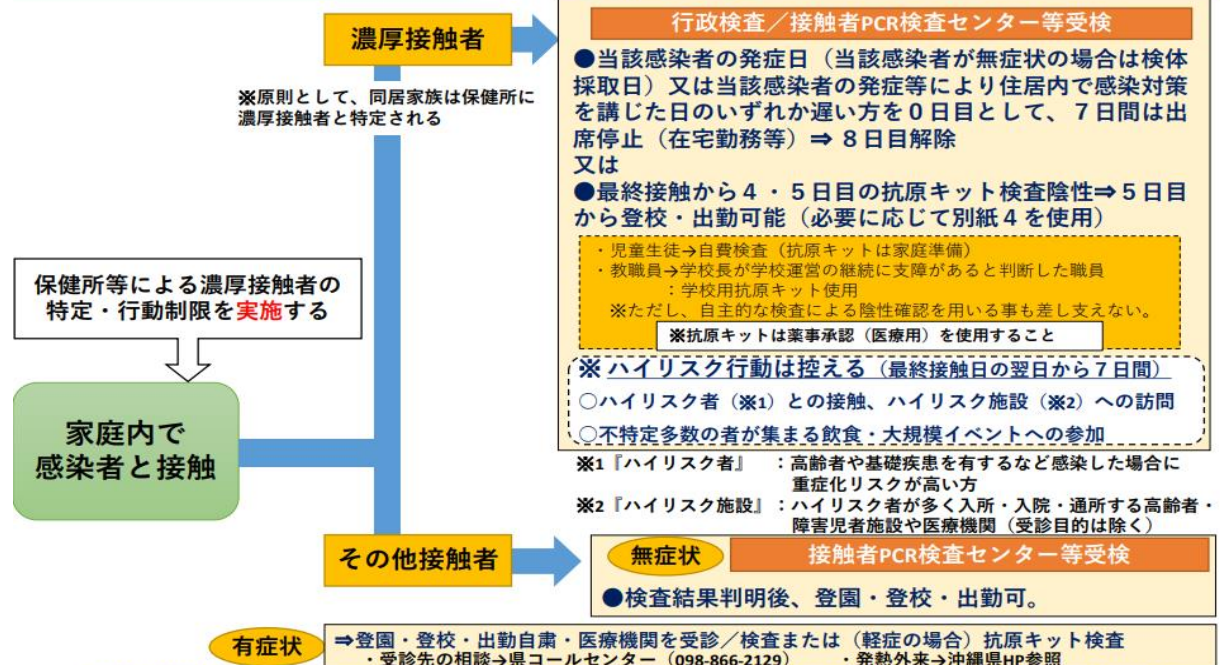
令和4年6月13日教保第424号に準じた対応とする。

【沖縄県教育委員会版】※沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部総括情報部長通知の(5) 関連 別紙3-②  
 【オミクロン株流行下】同居家族以外の感染者と接触した者の対応について  
 (小学校・中学校・高等学校) 2022.4.1適用  
一部改正2022.6.10



☆5名以上の集団感染が発生した場合や離島地域においては、状況に応じて上記対応の実施について保健所において判断します。保健所から指示があった場合は、その指示に従ってください。☆感染者が発生した場合には、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただくをお願いします。

【沖縄県教育委員会版】※沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部総括情報部長通知の(1) 関連 別紙2  
 【オミクロン株流行下】同居家族に感染者が発生した者の対応について  
 (全公立幼稚園・学校) 2022.4.1適用  
一部改正2022.6.10



☆感染者が発生した場合には、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただくをお願いします。  
 ☆同居家族以外の感染者と接触した場合で、保健所から濃厚接触者と特定された場合も、同様の対応となります。

## 2. 以前の対応との違いについて

- (1) 無症状で、感染リスクの高い場面で接触がない、学級内で感染が広がっていない場合  
⇒登校出勤可能、沖縄県接触者 PCR 検査センター等受験を案内する。(学校 PCR 無し)
- (2) 無症状で、感染リスクの高い場面で接触がない、学級内で感染が広がっている場合  
⇒学級閉鎖、出席停止、沖縄県接触者 PCR 検査センター等受験を案内する。(学校 PCR 無し)
- (3) 有症状の児童生徒並びにその濃厚接触者となりうる同居の者は、各自で RADECO の WEB サイトで申し込み抗原定性検査キットを配布される。(令和 4 年 7 月 31 日迄 1 人 2 回まで配布可)

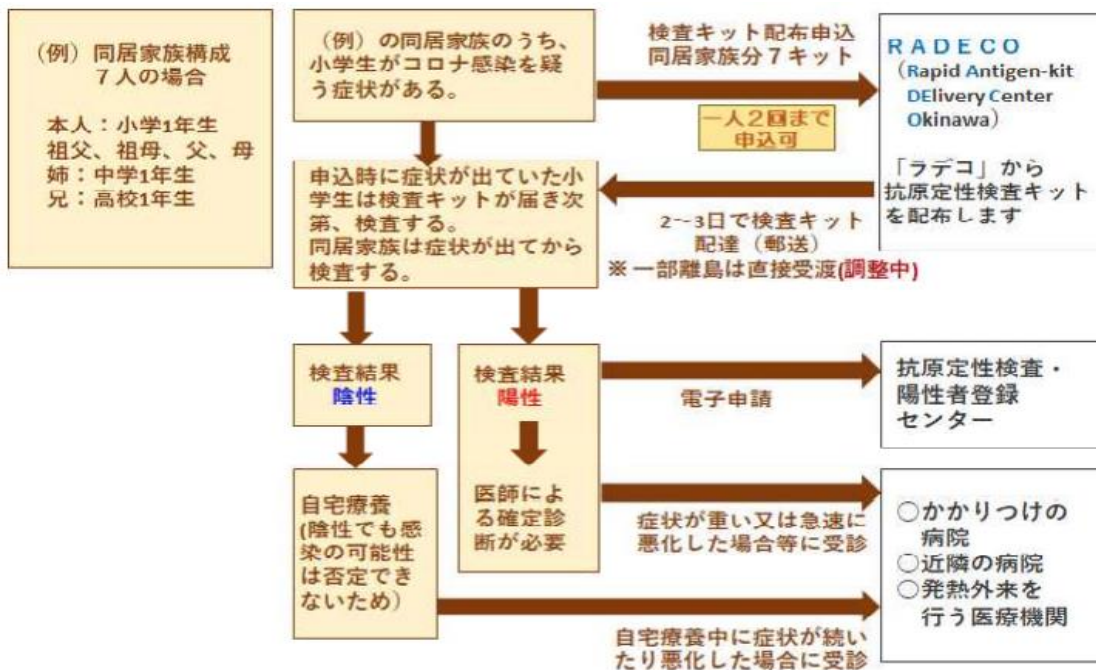
RADECO の申し込み WEB サイト URL: <https://okinawa-testkit.com>



専用申込サイト

## 3. 抗原定性検査キットについて

### (1) 抗原定性検査キット配布申込・検査の流れの例



### (2) 検査キットの配送

- ① 配送先は、沖縄県内に限る。
- ② Web上でお申込みから2~3日前後にご指定の住所に配送される。配送方法、配送日時の指定不可。
- ③ 1回の申込みで送付可能な検査キット数は、検査対象者1名につき1キットとなり、申込期間中に、合計2回まで申込みが可能です。

### (3) 検査の結果判断及びその後の対応

#### <検査結果が陽性だった場合>

- ① 検査結果が陽性だった方は、県の「抗原定性検査・陽性者登録センター」に申請することで、医師の電話問診につなぐことが可能です。
- ② 症状の悪化により医療機関を受診する場合は、事前に医療機関にご連絡の上受診すること

#### <検査結果が陰性だった場合>

- ③ 検査結果が陰性であった場合、その検査結果が感染している可能性を否定しているものではなく、引き続き感染予防策(3密回避、マスク着用、手指消毒、換気)を徹底した上で、自宅で療養等を継続する。
- ④ 症状が継続する場合は、後日、改めて抗原定性検査を実施するか、症状が悪化する場合は、医療機関を受診すること。

## 2. 学級閉鎖の基準について

以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- (1) 同一の学級や部活動において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- (2) 感染が確認された者が1名であっても、同一学級や部活動等において周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- (3) その他、設置者が必要と判断した場合（※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。）

※学級閉鎖の期間は、PCR 検査等の結果判明、または、最終接触日の翌日から5日を経過するまでの間とする。

## 3. 学年閉鎖・学校全体臨時休業について

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

また、複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

※学級閉鎖の期間は、PCR 検査等の結果判明、または、最終接触日の翌日から5日を経過するまでの間とする。

※学校全体臨時休業については、学校と教育委員会で協議の上、決定する。

## 4. 新型コロナウイルスへの不安等で休む児童生徒について

- (1) 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の適用中、または、本教委が町内の感染状況を厳しいと判断する期間は、新型コロナウイルスに対する不安で休む場合は、出席停止とする。(6月末までは適応中)

- (2) 上記(1)以外の期間の対応について

新型コロナウイルスに対する不安で休む場合は、保護者から欠席させたい事情を学校へ伝え、その事情が、合理的な理由があると校長が判断する場合は、出席停止とする。

【合理的な理由の例】

- ①本人に発熱などの風邪症状がある。
- ②同居家族に発熱などの風邪症状がある。
- ③同じ学校に陽性者がおり、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいる。
- ④同じ学校に陽性者がおり、本人に基礎疾患がある。
- ⑤同じ学校において学級閉鎖を実施しているなど感染者が増加する可能性がある場合

## 5. 県費職員の勤務について

- (1) 本人が PCR 検査で陽性→保健所の指示 (**病休**)
- (2) 本人が濃厚接触者になった場合 (PCR 陰性)  
発熱や風症状がある場合→陽性者と最後に接触してから 7 日間は特休  
症状がない場合→陽性者と最後に接触してから 7 日間は在宅勤務(ただし、2日わたる検査(医療用)が陰性であった場合に、5日目に待機を解除する)
- (3) 本人が濃厚接触者の接触者になった場合 (PCR 陰性)→本人の状況を見て判断 (**病休**)
- (4) 本人が濃厚接触者ではなく、発熱等の風邪症状で PCR 検査をしない場合→病休または年休
- (5) 学校長が感染症対策のために必要があると認める場合→在宅勤務
- (6) 家族に発熱など風症状がある場合→周囲の状況を見て判断(出勤または在宅勤務)
- (7) 保育園等が登園自粛等の為に子の世話を必要とする場合→特休

## 6. 会計年度職員(町雇用職員)の勤務について

- (1) 本人が PCR 検査で陽性→保健所の指示(有給休暇)
- (2) 本人が濃厚接触者になった場合(PCR 陰性)→陽性者と最後に接触してから 7 日間は有給休暇
- (3) 家族が濃厚接触者(PCR 陰性)になった場合→本人の状況を見て判断(自宅待機)
- (4) 本人が濃厚接触者ではなく、発熱等の風邪症状で PCR を実施しない場合→(病休または年休)
- (5) 学校長が感染症対策のために必要があると認める場合→自宅待機
- (6) 家族に発熱や風邪症状など感染疑いがある場合→周囲の状況を見て判断(自宅待機)
- (7) 保育園等が登園自粛等の為に子の世話を必要とする場合→(有給休暇)

## 7. ワクチン接種に関する勤務について

- (1) ワクチン接種を勤務時間内に接種する場合→職専免
- (2) 副反応の影響で働くことが困難な場合→二日後までは職専免で、それ以降は病休  
※会計年度職員は二日目以降は有給休暇とする。
- (3) 中学生以下の家族のワクチン接種の付き添い及び副反応の世話→有給休暇